

アイスランドにおけるナガスクジラ捕鯨、 ミンククジラ捕鯨の現況と課題¹⁾

浜口 尚

(園田学園女子大学短期大学部)

1 はじめに

アイスランドは、日本、ノルウェーと並ぶ数少ない商業捕鯨実施国の一つである。また今日の日本では、アイスランド産ナガスクジラ肉が、スーパーマーケットなどの店頭で販売されていることも珍しくない。『国際捕鯨取締条約』(International Convention for the Regulation of Whaling, 略称ICRW)の規定により、特定鯨種にかかる商業捕鯨は一時停止されているが、その規定はアイスランドには適用されていない。なぜ、アイスランドには適用されていないのか。アイスランド産鯨産物が身近になった割には、同国捕鯨の実態については、知られていないことも多い。捕鯨文化、捕鯨問題の比較研究に従事する筆者にとって、アイスランド捕鯨は取り組むべきテーマの一つとなっている。以下、本稿においては、次の手順でアイスランド捕鯨について考察を進めていく。

まず第2節においては、アイスランドで商業捕鯨が可能な理由を国際捕鯨委員会(International Whaling Commission, 略称IWC)の議論から明らかにする。次に第3節では、アイスランドにおける鯨類資源の管理および持続的利用の方法を取り上げる。さらに第4節においては、現地調査に基づき、アイスランドでのナガスクジラ捕鯨、ミンククジラ捕鯨の現況を報告する。最後に第5節では、ナガスクジラ捕鯨、ミンククジラ捕鯨の問題点、課題について検討する。アイスランド捕鯨をめぐる国内事情と国際関係、アイスランドにおけるナガスクジラ捕鯨とミンククジラ捕鯨の現況および課題を総合的に考察することにより、同国捕鯨の実態の理解に近づくはずである。

2 国際捕鯨委員会とアイスランド捕鯨

アイスランドは1946年12月に締結された『国際捕鯨取締条約』の当初締結15か国には加わっていないが、その直後に同条約を締結、批准し、1949年5月に開催された第1回国際捕鯨委員会年次会議から国際捕鯨委員会に参加している(IWC 1950: 2; 3; 30)。また同国は『国際捕鯨取締条約』と整合性を図る形で1949年に国内法の『捕鯨法』(Lög um hvalveiðar)²⁾を制定している。このようにアイスランド捕鯨は、国際捕鯨委員会と共に歩んできた歴史をもっているのである。

ところが、1982年7月に開催された第34回国際捕鯨委員会年次会議において、商業捕鯨の一時停止を求める『国際捕鯨取締条約』附表第10項の修正案が可決され、同項に沿岸捕鯨については1986年漁期以降、母船式捕鯨については1985/86年漁期以降、全ての鯨類資源の商業目的の捕殺枠をゼロとする新目(c)が追加された(IWC 1983: 21; 40)。その結果、アイスランドについても、本附表修正決議に異議申し立てをしない限り³⁾、1986年漁期以降、商業捕鯨は不可能となったのである。

1983年2月、アイスランド国会は、商業捕鯨一時停止の受け入れを賛成29票、反対28票の1票差で可決した(Ivarsson 1994: 18-19)。この商業捕鯨一時停止の受け入れの背景には、当時アイスランド産水産物の最大の輸出先であったアメリカによる経済制裁への恐れがあったとされている(Ivarsson 1994: 17)。

新たに追加された附表第10項(c)には、国際捕鯨委員会は遅くとも1990年までに、本決定の鯨類資源に与える影響について包括的評価を実施し、本規定の修正および捕殺枠の再設定について検討すると記されていたが(IWC 1983: 40)、国際捕鯨委員会は1990年までに鯨類資源の包括的評価を実施しなかった。このような附表修正後の国際捕鯨委員会の不誠実さを受けて、アイスランドは1991年12月、『国際捕鯨取締条約』からの脱退を決定し、同国の脱退は翌1992年6月に発効することとなった(Ivarsson 1994: 159-160)。

その一方、アイスランドは、ノルウェー、デンマーク領グリーンランド、デンマーク領フェロー諸島と共に海産哺乳動物の地域管理をめざして、北大西洋海産哺乳動物委員会(North Atlantic Marine Mammal Commission, 略称 NAMMCO)の結成に動き、1992年4月7日、2か国と2自治領はNAMMCOの設立に合意、同年7月に正式に発足することとなった(Ivarsson 1994: 161; 171)。

アイスランドは、NAMMCOの下での商業捕鯨の再開をめざしたが(Ivarsson 1994: 162; 211)、『国際捕鯨取締条約』附表第10項(c)に異議を申し立てて商業捕鯨を実施しているノルウェー、同条約附表第13項(b)(3)の規定により先住民生存捕鯨⁴⁾を実施しているグリーンランド、同条約の対象外であるヒレナガゴンドウの追い込み漁を実施しているフェロー諸島とアイスランドでは、NAMMCOへの関わり方に温度差があり、アイスランドの思惑どおりにことは進まなかった。

そのため、1989年に特別許可(科学研究目的の鯨類捕獲調査)によりナガスクジラを68頭捕殺して以降(IWC 1991: 1, Table 1)、10年以上捕鯨から遠ざかっていたアイスランドは、再度、『国際捕鯨取締条約』の下での捕鯨再開を考えるようになった。

アイスランドは、2001年6月、『国際捕鯨取締条約』附表第10項(c)に留保を付して同条約への再加入文書を提出した(IWC 2002: 5)。2001年7月に開催された第53回国際捕鯨委員会年次会議において、この留保を付したアイスランドの再加入文書の取り扱いをめぐる議論が紛糾した。まず国際捕鯨委員会議長が「国際捕鯨委員会は、アイスランドの留保について法的資格を決定する権限を有する」と裁定、本裁定は投票に付され、賛

成19か国, 反対18か国で採択された (IWC 2002: 7)。この採択の後, オーストラリアとアメリカの動議「附表第10項(e)にかかるアイスランドの留保を受諾しない」(IWC 2002: 6) が投票に付され, 賛成19か国, 棄権3か国, 投票不参加16か国で採択された (IWC 2002: 8)。この結果, アイスランドが求めた附表第10項(e)に留保を付しての『国際捕鯨取締条約』への再加入は, 認められないこととなった。僅か1票の差が, アイスランドの明暗を分けたのであった。

翌年もアイスランドは, 『国際捕鯨取締条約』附表第10項(e)に留保を付して, 同条約への再加入文書を提出した (IWC 2003: 5)。2002年5月に開催された第54回国際捕鯨委員会年次会議において, 国際捕鯨委員会議長は, アイスランドの新加入文書は昨年と同じ留保を含んでいるので, アイスランドの立場には昨年の決定が適用されると信じているとし, 国際捕鯨委員会によって別の決定がなされるまでは, 昨年の決定に従う義務を負っているとした (IWC 2003: 5)。本件議長裁定に対して, アンティグア・バーブーダが異議を申し立て, 同異議申し立てが投票に付され, 賛成20か国, 反対25か国で議長裁定が支持されることとなった (IWC 2003: 5; 7)。この結果, 今回もアイスランドが求めた附表第10項(e)に留保を付しての『国際捕鯨取締条約』への再加入は, 認められないこととなったのである。

第54回国際捕鯨委員会年次会議から5か月後の10月に第5回国際捕鯨委員会特別会合が開催された。この特別会合の主たる目的は, 5月の年次会議において否決されたアメリカ, アラスカ州に居住する先住民イヌピアット, ユピートによる先住民生存捕鯨としてのホッキョククジラ捕鯨の捕殺枠について再議論することであった⁵⁾。

この特別会合を活かすべく, アイスランドは附表第10項(e)に留保を付した3度目の『国際捕鯨取締条約』への再加入文書を提出した (IWC 2004: 139)。ただし, 今回は前2回の経緯を踏まえて, 再加入文書に「2006年より前のアイスランド船による商業目的の捕鯨を許可しない。また国際捕鯨委員会内において改定管理制度についての交渉が進展している限り, そのような捕鯨を許可しない」(IWC 2004: 139) などとする詳細な注釈も付記した。

国際捕鯨委員会議長は, アイスランドの新たな条約加入文書を受諾するか否かを決定する必要があると考え, 本件について議論がなされた。諸々の議論を踏まえたうえで, 議長は, 第53回および第54回国際捕鯨委員会年次会議の決定事項が支持されるべきであると裁定した (IWC 2004: 141)。本件議長裁定に対して, アンティグア・バーブーダが異議を申し立て, 同異議申し立てが投票に付され, 賛成19か国, 反対18か国で議長裁定が無効となった (IWC 2004: 142)。この結果, 国際捕鯨委員会は, アイスランドによる附表第10項(e)に留保を付した『国際捕鯨取締条約』への再加入を受諾したことになったのである (IWC 2004: 142)。まさに3度目の正直であった。今回は1票差で, アイスランドの商業捕鯨再開への執念が実を結んだのであった。

2002年10月に附表第10項(e)に留保を付して『国際捕鯨取締条約』への再加入を果たしたアイスランドは、翌2003年に特別許可（科学研究目的の鯨類捕獲調査）によりミンククジラ37頭を捕殺し（IWC 2005: 111）、2006年には商業捕鯨を再開、同年に商業捕鯨としてナガスクジラ7頭、ミンククジラ1頭、特別許可によりミンククジラ60頭を捕殺している（IWC 2008: 111）（表1）。

表1 アイスランド捕鯨統計—2003年~2017年

年	ナガスクジラ	ミンククジラ	捕鯨形態
2003	—	37	特別許可
2004	—	25	特別許可
2005	—	39	特別許可
2006	7	61	商業捕鯨／特別許可
2007	—	45	商業捕鯨／特別許可
2008	—	38	商業捕鯨
2009	125	81	商業捕鯨
2010	148	60	商業捕鯨
2011	—	58	商業捕鯨
2012	—	52	商業捕鯨
2013	134	35	商業捕鯨
2014	137	24	商業捕鯨
2015	155	29	商業捕鯨
2016	—	46	商業捕鯨
2017	—	17	商業捕鯨
(計)	706	647	

出典：IWC 2005: 111; 2006: 115; 2007: 124; 2008: 111; 2009: 120; 2010: 125. および Fiskistofa, Hvalveiðar, Tafla 5.6. <http://www.fiskistofa.is/umfiskistofu/arsskyrsla-2013/hvalveidar/> (accessed January 5, 2018). Fiskistofa, Upplýsingar um hvalveiðar við Ísland árið 2017. <http://www.fiskistofa.is/veidar/aflastada/hvalveidar/> (accessed January 5, 2018).

3 アイスランドにおける鯨類資源の管理および持続的利用の方法

アイスランドにおける鯨類資源管理の手順は次のとおりである。IWC 科学委員会とNAMMCO 科学委員会の資源評価に基づき、Marine Research Institute (略称 MRI)⁶⁾が捕殺可能数を勧告し、アイスランド政府（水産・農業大臣）が総捕殺可能数（Total Allowable Catch, 略称 TAC）を決定する（MRI 2012; 2013; 2014）。以下、2017年現在、アイスランドが商業捕鯨の対象としているナガスクジラとミンククジラを取り上げる。

まずナガスクジラ資源である。北大西洋ナガスクジラの資源管理は、7 海域資源ごとを実施され、このうちの一つである東グリーンランド＝アイスランド資源が、アイスランドの捕殺対象となっている（MRI 2012: 92）。同資源の推計生息数は、1987-89年調査

によれば1万6,000頭, 2001年調査では2万3,700頭, 2007年調査においては2万600頭となっている (MRI 2012: 92-93)。

2010年, NAMMCO 科学委員会は, これらの調査結果に基づき資源評価を実施し, アイスランドから東グリーンランドまでの伝統的な捕鯨海域 (東グリーンランド=西アイスランド海域) におけるナガスクジラの持続的な捕殺数を154頭とし, この結果に基づいて, MRIは2013年と2014年のナガスクジラの年間捕殺可能数を154頭として勧告している (MRI 2012: 93)。MRIの勧告を受けたアイスランド政府は, 2013年12月, ナガスクジラの年間捕殺可能数154頭, 前年捕殺可能数の20%を次年に繰り越し可能とする2014年から2018年までの5年間のTACを規定した管理計画を採択している (MRI 2014: 92, 94; AWI, EIA, and WDC 2014: 4)。

2014年, MRIはNAMMCO 科学委員会およびIWC 科学委員会によりなされた評価に基づき, 2014年と2015年の東グリーンランド=西アイスランド海域におけるナガスクジラの年間捕殺可能数は154頭を超えてはならないと勧告している (NAMMCO 2016: 348)。

2015年, NAMMCO 科学委員会は東グリーンランド=西アイスランド海域におけるナガスクジラの年間捕殺可能数146頭は安全かつ予防的であるとし, この助言は最大限2年間 (2016年, 2017年) 有効であるとしている (NAMMCO 2016: 178)。この助言が2年間という暫定的なものであるのは, 最も直近の生息数推計がほぼ10年前のものであるからである (NAMMCO 2016: 178)。このNAMMCO 科学委員会の助言を受けてMRIは, 2016年と2017年の東グリーンランド=西アイスランド海域におけるナガスクジラの年間捕殺可能数は146頭を超えてはならないと勧告している (NAMMCO 2017: 343)。

次にミンククジラ資源に移る。北大西洋の夏季には, 少なくとも三つのミンククジラ集団があり, このうちの一つである東グリーンランド=アイスランド=ヤンマイエン島集団 (中央北大西洋集団) が, アイスランドの捕殺対象となっている (MRI 2012: 91)。同集団のアイスランド大陸棚海域における推計生息数は, 2001年調査によれば4万3,600頭, 2007年調査では2万800頭, 2009年調査においては9,600頭となっている (MRI 2012: 91)。この数値の変化について, NAMMCO 科学委員会は2008-2010年の年次会議において議論し, ミンククジラ生息数の劇的な減少というよりは, 餌となる食料の利用可能性に基づく一時的な分布状況の変化を反映しているということが, もっともありうるであろうと結論づけている (MRI 2012: 91)⁷⁾。

2011年, NAMMCO 科学委員会は, 2007年, 2009年の調査に基づいて資源再評価を実施し, ミンククジラのアイスランド大陸棚海域における持続的な捕殺数を229頭, ヤンマイエン島周辺海域での持続的な捕殺数を121頭とし, この結果に基づいて, MRIは2013年と2014年のミンククジラの年間捕殺可能数について, アイスランド大陸棚海域においては229頭, ヤンマイエン島周辺海域では121頭と勧告している (MRI 2012: 92)。MRIの勧告を受けたアイスランド政府は, 2013年12月, ミンククジラの年間捕殺可能数につい

て、アイスランド大陸棚海域においては229頭、ヤンマイエン島周辺海域では121頭とし、前年捕殺可能数の20%を次年に繰り越し可能とする2014年から2018年までの5年間のTACを規定した管理計画を採択している（MRI 2014: 92, 94; AWI, EIA, and WDC 2014: 4）。

2014年、MRIはNAMMCO科学委員会およびIWC科学委員会によりなされた評価に基づき、2014年と2015年のミンククジラの年間捕殺可能数について、アイスランド大陸棚海域においては229頭、ヤンマイエン島周辺海域では121頭と勧告している（NAMMCO 2016: 348）。

2015年、NAMMCO科学委員会はアイスランド大陸棚海域におけるミンククジラの年間捕殺可能数224頭は安全かつ予防的であるとし、この助言は最大限3年間（2016年～2018年）有効であるとしている（NAMMCO 2016: 178）。この助言が3年間という暫定的なものであるのは、最も直近の生息数推計が2009年調査によるものであり、10年前のものに近づきつつあるからである（NAMMCO 2016: 178）。このNAMMCO科学委員会の助言を受けてMRIは、2016年～2018年のアイスランド大陸棚海域におけるミンククジラの年間捕殺可能数を224頭、ヤンマイエン島周辺海域では同121頭と勧告している（NAMMCO 2017: 343-344）。

以上みてきたように、アイスランドにおいてはIWC科学委員会とNAMMCO科学委員会による鯨類資源評価に基づき、MRIがナガスクジラとミンククジラの年間捕殺可能数をアイスランド政府に勧告している。ここまでは純粋に科学に基づく。アイスランド政府はこの科学を基礎に総捕殺可能数を決定し、政治的に年間捕殺可能数の20%まで翌年に繰り越し可能としているのである。

4 アイスランド捕鯨の現況—2015年～2017年の事例を中心に⁸⁾

本節においては、アイスランド捕鯨の現況を取り上げる。アイスランドにおいては、2015年にナガスクジラとミンククジラの商業捕鯨が実施され、2016年、2017年にはミンククジラの商業捕鯨が実施されている。一方、2016年、2017年のナガスクジラ捕鯨については、後述する理由により一時停止されている。

4.1 ナガスクジラ捕鯨

アイスランドにおいては、2015年にHvalur社⁹⁾がナガスクジラ155頭を捕殺している（表1）。このHvalur社は1947年に設立され、同社は首都レイキャヴィク（Reykjavík）の北東部（レイキャヴィクから自動車で1時間半強の距離）クヴァル湾（Hvalfjörður）¹⁰⁾最奥部にあったアメリカ海軍基地跡を購入、鯨体処理施設に転換し（写真1）、翌1948年より操業を開始した。本社と冷凍施設は、レイキャヴィクの西部（レイキャヴィクから自動車で30分程度の距離）に位置する漁港ハブナフィヨルズル（Hafnafjörður）に置か

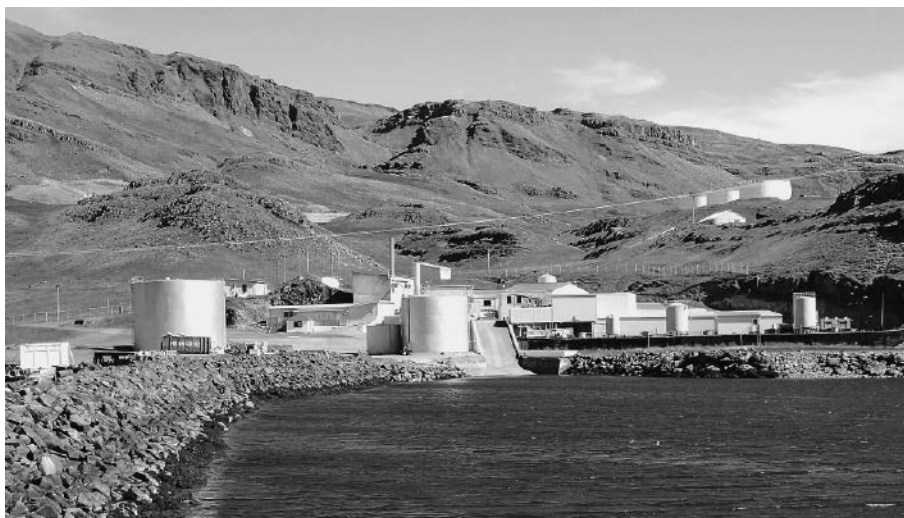


写真1 Hvalur社の鯨体処理施設 (2016年7月30日, 筆者撮影)

れ, 同漁港から鯨産物が輸出されている。操業当初は4隻の捕鯨船を用いて, ナガスクジラ, シロナガスクジラ, ザトウクジラ, マッコウクジラ, イワシクジラを捕殺していた (Brydon 1991: 300-301)。

アイスランドの大型鯨類捕鯨に関して, 国際捕鯨委員会での議論の結果, ザトウクジラについては1955年から捕殺が禁止され (IWC 1955: 5), シロナガスクジラについても1960年から捕殺が禁止され (IWC 1960: 18), マッコウクジラについては1977年から捕殺枠685頭が設定され (IWC 1977b: 25), 1983年に捕殺枠がゼロとなっている (IWC 1982: 25)。また, ナガスクジラについては1976年から捕殺枠275頭が設定され (IWC 1977a: 14), イワシクジラについても1977年から捕殺枠132頭が設定されたが (IWC 1977b: 25), 商業捕鯨一時停止の施行に伴い, 両クジラ共, 1986年に捕殺枠がゼロとなっている (IWC 1986: 28)。

マッコウクジラの捕殺枠がゼロとなる以前, Hvalur社は捕鯨船, 鯨体処理施設, 冷凍施設において約250人を雇用していたが, マッコウクジラが保護された1983年に捕鯨船1隻を減船, 商業捕鯨一時停止が施行された1986年に, もう1隻減船している (Brydon 1991: 302-303)。商業捕鯨一時停止後, 引き続き4年間実施された特別許可による科学研究目的の鯨類捕獲調査の最終年にあたる1989年, Hvalur社は捕鯨船2隻を稼働させ, 各捕鯨船には15人ずつが乗り組み, 約150人を雇用していた (Brydon 1991: 303)。

1948年以降, アイスランドにおいて大型鯨類を捕殺してきたのはHvalur社だけであり, 1985年までに, 商業捕鯨としてナガスクジラ8,887頭, イワシクジラ2,574頭, マッコウクジラ2,886頭, シロナガスクジラ163頭, ザトウクジラ6頭, 計1万4,516頭の大

型鯨類を捕殺している (Sigurjónsson 1988: 327, Table 1)。

2017年現在、Hvalur社は稼働可能な2隻の捕鯨船 *Hvalur 8* と *Hvalur 9* を所有している (写真2)。数字どおりに同社の8番目と9番目の捕鯨船である。*Hvalur 8* は1948年建造で、全長48.16m、総トン数460.95t、1962年以降、同社が使用している¹¹⁾。*Hvalur 9* は1952年建造で、全長51.15m、総トン数573.4t、1966年以降、同社が使用している¹²⁾。両船共、ノルウェーから購入されたものであり (Brydon 1991: 303)、同国Kongsberg社製の口径90mmの捕鯨砲を装備し、ペンスリット爆発銃を使用している。

各捕鯨船には、13人が乗り組む。船長兼砲手1人、航海士2人、甲板員4人、機関員3人、ボイラー技師2人、司厨員1人である。操業時には、船長1人、航海士1人、甲板員1人の3人が探鯨する。船長と航海士は船橋内から、甲板員はマスト上の見張り所 (crow's nest) から探鯨する。寒風に晒される甲板員は1時間交替である。乗組員は全員が操業期間中の季節雇用であり、基本給に加えて出来高 (捕殺数) に応じてボーナスが支給される。

操業期間は、6月第1週あるいは中旬から9月末までである。操業海域は、クヴァル湾奥の鯨体処理施設から大体160~220カイリ (296.32~407.44km) 内で、2日から2日半の操業である。1回の出漁で、最大限2頭まで捕殺する。早い機会に2頭捕殺すれば、その時点で帰港する。洋上では解体を行わず、捕殺時に血管内と内臓内に冷却した海水を注入し、鯨体を冷却、鯨体処理施設に搬入し、そこで解体を行う。

クヴァル湾奥の鯨体処理施設は、「日新丸スタイル」 (*Hvalur*社・社長談) を採用している。上部施設でだまかに解体し、下部施設に落とし、そこで小さく裁断、最終的に15kg



写真2 ナガス捕鯨船 *Hvalur 8* と *Hvalur 9* (2016年7月29日、筆者撮影)

入りのアルミケースに入れ、整形する。その後、ダンボール箱に入れ、冷凍保存し、輸出する。

鯨体処理施設は24時間操業、作業員は2グループに分かれ、8時間交替で解体作業ほかに従事する。鯨体処理施設に隣接する作業員宿舍もアメリカ軍の蒲鉾型兵舎を改装したものであり、地熱発電電気を使用し、年中、給湯および暖房が可能となっている。解体作業員も操業期間中の季節雇用であり、学生アルバイトも多い。

2015年漁期（6月～9月）に、約150人（捕鯨船2隻の乗組員と鯨体処理施設の従業員）が雇用されていたが、その大部分は季節雇用であり、通年雇用は施設の維持管理業務にあたる10人程度である。

2016年漁期は、輸出用鯨産物に残留しているPCB、水銀、農薬などの日本輸入時の検査手法をめぐってHvalur社と日本政府（厚生労働省）の間で見解の相違があり、同社は操業を一時停止した（2017年漁期も同様の理由で停止）。本件について、Hvalur社の見解は次のとおりである¹³⁾。

日本におけるアイスランド産鯨産物への終わりなき輸入障壁が、Hvalur社の事業を不可能にした。日本は世界のどの国でも用いられていない40年前の分析手法に固執している。もし日本がアイスランドで用いられているような現代的な検査方法を用いないのであれば、Hvalur社はもはや日本向けの捕鯨を実施できないであろう。

鯨産物の輸出入にかかる規制緩和と安全性の確保をめぐってアイスランド側と日本側に見解の相違があり、アイスランドのナガスクジラ捕鯨は2016年漁期、2017年漁期については停止された。生物資源の持続的利用の立場からみれば、この一時停止は残念なことである。アイスランドにおけるナガスクジラ捕鯨の動向に今後も注視していきたい。

4.2 ミンククジラ捕鯨¹⁴⁾

アイスランドでは2015年、1社が1隻の捕鯨船を用いて、ミンククジラ29頭を捕殺している。2016年には、もう1社がミンククジラ捕鯨に新規参入し、2社2隻体制となり、46頭を捕殺している。2017年も2社2隻が17頭を捕殺している（表1）。

2社のうちの1社、IP Útgerð社（およびその前身¹⁵⁾）が2009年から捕鯨船 *Hrafnreyður*¹⁶⁾ を保有し操業、2016年からはRuno社が捕鯨船 *Rokkarinn* を用いて操業している¹⁷⁾。なお、IP Útgerð社の社長が鯨肉加工販売会社のIP Dreifing社¹⁸⁾の社長を兼務し、同社がRuno社の鯨肉を含めてアイスランド国内のほぼ全てのミンククジラ肉の加工および流通にかかわっている。

IP Útgerð社およびIP Dreifing社の社長の父親が、現職の国会議員で2018年3月現在の3党連立政権（2017年11月発足）を構成する独立党（Independence Party）の一員である。独立党、改革党（Reform Party）、明るい未来（Bright Future）の3党による以前

の連立政権当時（2017年1月～11月）、運輸・地方自治大臣を務めた経験もある¹⁹⁾。捕鯨推進派として知られている人物である。2016年から捕鯨に新規参入したRuno社も、2016年8月当時に連立政権を構成していた前進党（Progressive Party）と強い関係があるという話を同月に面談したアイスランド・ホエール・ウォッチング協会（The Icelandic Whale Watching Association）事務局長から聞いた。アイスランドにおける捕鯨と政治との強いかかわりを示す一例である。

Hrafnreyður（写真3）は1973年建造で、全長26.72m、総トン数159.56t²⁰⁾、ノルウェーKongsberg社製50mm捕鯨砲を装備している。一方、*Rokkarinn*（写真4）は1988年建造で、全長14.42m、総トン数21.44t²¹⁾、*Hrafnreyður*と比べてかなり小型である。

*Hrafnreyður*には4人が乗り組む。船長兼砲手1人、機関士2人、甲板員1人である。全員が漁期中の季節雇用で、基本給に加えて出来高（捕殺数）に応じてボーナスが支給される。1回の出漁で2頭程度の捕殺をめざす。条件がよければ、洋上で2～3日滞在することもある。2016年漁期の最高は、1回の出漁で5頭の捕殺であった。洋上で解体を実施し、プラスチック製容器に鯨肉を入れ、氷蔵し、持ち帰る。

2016年漁期は、4月21日に解禁、漁期は6か月間であった。同漁期中、2隻で大体50頭程度の捕殺をめざしていた（実際の捕殺数は46頭）。50頭程度捕殺すれば、国内需要を賄えるため、2014年（24頭捕殺）、2015年（29頭捕殺）のようにノルウェーから鯨肉を輸入する必要はない。また、TACが229頭であるため、2隻間で個別割当を実施して



写真3 ミンク捕鯨船 *Hrafnreyður*（2016年8月1日、筆者撮影）



写真4 ミンク捕鯨船 *Rokkarinn* (2017年7月26日, 筆者撮影)

いないが、過当競争にはならないとのことであった。

ミンククジラ肉の国内流通を取り扱う IP Dreifing 社の社長によれば、「近年、ミンククジラ肉を取り扱うレストランは増えている。観光客のよく集まるレイキャヴィクを中心街においても、5～6軒のレストランがミンククジラ肉料理を提供している」とのことであった。実際、筆者も2016年7月下旬から8月上旬にかけてのレイキャヴィク滞在中に3軒のレストランにおいて、ミンククジラ肉の刺身、酢漬け、燻製、ステーキを食べることができた(写真5)。観光客を中心にではあるが、ミンククジラ肉料理に一定の需要があるのは確かである。筆者が試食した範囲では、提供されていたのは全て赤肉類であった。

2007年に鯨肉製品を取り扱うレストラン、スーパーマーケット、商店は僅か50軒程度であったが、2010年には100軒以上になっている²²⁾。このような状況を危惧した反捕鯨団体の国際動物福祉基金 (International Fund for Animal Welfare, 略称IFAW) は、2010年春より、アイスランド・ホエール・ウォッチング協会と共に観光客に鯨肉料理を食べないことを求める「Meet Us, Don't Eat Us」キャンペーンを開始し、ウェブ・ページによれば、キャンペーン開始以降、観光客による鯨肉料理の消費は半分に減ったとその成果を謳っている²³⁾。

実際のところはどうなのであろうか。観光客1,500人を対象としたアンケートによれば、ホエール・ウォッチング客の19%は、ホエール・ウォッチングに行く前に、すでに



写真5 ミンククジラ肉のステーキ (2016年8月5日, 筆者撮影)

鯨肉料理を味わっているとの結果が出ている²⁴⁾。鯨類に思い入れや関心があり、お金を払って鯨見物に出かける人でも、その2割程度は、鯨肉料理を食べるのである。鯨類に特に思い入れのない一般観光客は、多分もっと鯨肉料理を食べるであろう。観光客が増えれば、必然的に鯨肉料理を食べる観光客も増えると考えるのが普通である。2005年に37万4,127人であったアイスランドへの観光客は、2010年は48万8,622人、2015年には128万9,140人と大幅に増加している²⁵⁾。商業捕鯨とは、利潤を追求する捕鯨である。需要が少なく、利潤が出ないと考えるのであるならば、2016年に捕鯨会社1社が新規参入してくるはずはない。近年、観光客を中心にミンククジラ肉への需要が高まっていると考えて差し支えないであろう。

5 アイスランド捕鯨の課題

本節においては、アイスランド捕鯨の問題点および課題について検討する。ナガスクジラ捕鯨については国際的な課題があり、ミンククジラ捕鯨については国内的な課題がある。

5.1 ナガスクジラ捕鯨

アイスランドにおいては、塩漬けにされたナガスクジラの脂皮は冬季の休暇期間中に伝統的に食されてきたが²⁶⁾、ナガスクジラ肉は「きめが粗すぎる」と考えられているの

で、一般的には食されない²⁷⁾。むしろ、アイスランド人は肉色がより黒味がかかったミンククジラ肉を好むとされている (Brydon 1991: 304)。アイスランドが商業捕鯨を再開した後、Hvalur社は2006年にナガスクジラを7頭捕殺し、2009年に125頭を捕殺することにより(表1)、ナガスクジラの商業捕鯨に復帰したが、捕殺したナガスクジラのほとんどが日本向けの輸出に当てられている。

アイスランド産ナガスクジラ産物の日本への輸出は、2008年の試験的輸出の後、2010年に本格開始され、2014年6月までの間に5,540t以上が輸出されている(AWI, EIA, and WDC 2014: 8-9)。日本による南極海における鯨類捕獲調査について、国際司法裁判所が2014年3月に科学的研究のための捕鯨に該当しないとすする判決を下したため(児矢野2014: 43)、2014年度の南極海での捕獲調査が中止に至ったことが、アイスランド産ナガスクジラ産物の日本への輸出の追い風となった。2013年度の南極海における鯨類捕獲調査では、クロミンククジラ251頭が捕殺されたが²⁸⁾、2014年度はゼロとなった。もっとも、南極海における日本の鯨類捕獲調査は、国際司法裁判所判決の主旨を受け入れたうえで、2015年度に再開され、2015年度、2016年度にはクロミンククジラが333頭ずつ捕殺されている²⁹⁾。同様に、2017年度以降も、クロミンククジラが毎年度最大限333頭捕殺される計画となっている。

その一方、2011年3月の東日本大地震およびそれが引き起こした大津波災害による日本経済の悪化のため、Hvalur社は2011年、2012年のナガスクジラ捕鯨を停止しており³⁰⁾、また2016年、2017年は、上述のように鯨産物に含まれるPCB、水銀、農薬などの残留物に対する検査手法をめぐる日本側との見解の相違から、同様に捕鯨を停止するなど(4.1参照)、Hvalur社のナガスクジラ捕鯨は、日本の社会経済情勢に左右される外需依存型の構造となっている。

同様に、日本で活動する反捕鯨団体の圧力に屈して、日本の主要スーパーマーケット・チェーンおよび大手インターネット物販サイトが鯨産物の取り扱いを中止したことも(AWI, EIA, and WDC 2014: 11)、Hvalur社に与えた影響は大きい³¹⁾。

また、アイスランドから日本への鯨産物の船舶による輸送も海外の反捕鯨団体の攻撃目標となっている。2013年7月、反捕鯨団体の圧力を受け、ロッテルダムとハンブルクの港湾当局が、Hvalur社の日本向け鯨産物船荷の取り扱いを拒否、同船荷はアイスランドに引き返すこととなった(AWI, EIA, and WDC 2014: 11)。その影響を受け、アイスランド国内および国際船荷会社は、今後の鯨産物の引き受けを拒否することとなった(AWI, EIA, and WDC 2014: 11)。その結果、Hvalur社は、鯨産物輸送のために別途船舶をチャーターし、同船は2014年3月にアイスランドを出港、ヨーロッパの港に立ち寄らず、インド洋でモーリシャスに寄港しただけで(AWI, EIA, and WDC 2014: 11)、同年5月に大阪に到着している³²⁾。

2015年は、このような混乱を避けるため、Hvalur社は、船舶をチャーターしたうえで、

初めて北極海航路を使用した。2015年6月、鯨産物1,700t超を搭載し、アイスランドを出港したHvalur社のチャーター船は、ノルウェーのトロムゾで北極海航路が融解するのを5週間待ち、同航路を経由して、同年9月に大阪に到着した³³⁾。アイスランド、ノルウェー、ロシア、日本と捕鯨国沿いに進めば、まず反捕鯨団体に妨害される恐れはない。しかしながら、この北極海航路は地球温暖化を前提にしている。北極海が寒冷化し、夏場に氷が融解しなくなれば、本航路は使用できなくなる。別のリスクを伴った航路である。

以上のように、アイスランド国外の様々な要因がHvalur社の経営に大きな影響を与えていることは事実である。しかしながら、同社はアイスランド最大の水産会社の株式の3分の1強を保有する持株会社の株式のほぼ100%を保有し、その持株会社の配当が捕鯨部門の赤字を補い、Hvalur社全体では黒字となっている³⁴⁾。従って、同社は数年間ナガスクジラ捕鯨を停止したとしても、持ちこたえられる経営基盤があるとみられる。

Hvalur社がナガスクジラ捕鯨を継続実施するためには、日本側当局との鯨産物の安全性を担保する検査手法をめぐる交渉、安全確実な日本への輸送手段の確立、日本国内での安定した販路の確保などの課題を抱えているのである。

5.2 ミンククジラ捕鯨

アイスランドのファクサ湾 (Faxaflói) は、ミンククジラを対象とする捕鯨とホエール・ウォッチングが、海図上の一本線を隔てて並存している世界唯一の海域である。首都レイキャヴィクの外側に広がるファクサ湾の陸域に隣接する一定海域が捕鯨禁止海域 (ホエール・ウォッチング専用海域) とされ、その外側で捕鯨が実施されている。ホエール・ウォッチング海域と捕鯨海域との間には、緩衝海域はない。従って、ある瞬間にホエール・ウォッチング客に目撃されたミンククジラが、次の瞬間に捕鯨船に捕殺されるということも十分起こりうるのである (写真6)。

以下、アイスランドの国内政治とミンククジラ捕鯨に関わる話を取り上げる。2008年9月15日、アメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズ・ホールディングスが経営破綻し、世界的金融危機を引き起こした。アイスランドにおいてもこのリーマン・ショックが与えた影響は甚大であった。同年10月にはアイスランドの銀行の85%が倒産し (Bernburg 2015: 74)、通貨アイスランド・クローナ (ISK) もアイスランド経済の絶頂期には1ユーロ=70ISKであったが、11月には1ユーロ=190ISKまで急落した (Wade and Sigurgeirsdóttir 2010: 22)。その結果、賃金で支払われるアイスランド人の持つ通貨の貨幣価値は国際市場では半分以下になり、ガソリンを含めて全ての輸入製品の価格は倍となった (Pálsson and Durrenberger 2015: xvii)。

このような経済危機を受けて、アイスランドにおいても2008年10月以降、反政府運動が高まり、2009年1月、独立党と社会民主同盟 (Social Democratic Alliance) による連立政権は崩壊、新たに社会民主同盟と左派=環境保護運動 (Left-Green Movement) によ



写真6 ホエール・ウォッチング船 *Andrea* (2016年8月7日, 筆者撮影)

る暫定連立政権が発足, 4月に総選挙が実施されることになった (Bernburg 2015: 63-64)。そして, 4月の総選挙で社会民主同盟と左派=環境保護運動が勝利し, 正式に左派連立政権が発足した (Wade and Sigurgeirsdóttir 2010: 22)。

少々単純化すれば, 社会民主同盟は親EU³⁵⁾, 左派=環境保護運動は反捕鯨であるので³⁶⁾, 左派連立政権の下, 捕鯨政策の転換は必然であった (EUは2008年にその共通理念として「反捕鯨」を採択している (高橋 2009: 41), 親EUは必然的に反捕鯨となる)。暫定政権時から水産・農業大臣を務めていた左派=環境保護運動党首は, 2009年4月, 『捕鯨法』第4条に基づいて「特定海域における捕鯨禁止規則」(2009年4月29日付, 規則第414号)³⁷⁾を制定した。その結果, 首都レイキャヴィクを取り囲むファクサ湾の一定海域と北部アイスランドのエイヤ湾 (Eyjafjörður), スキアルファンディ湾 (Skjálfandi) において捕鯨が禁止されることになり³⁸⁾, それらの海域はホエール・ウォッチング専用海域となったのである。

2013年5月, 政権交代のため退任する水産・農業大臣 (左派=環境保護運動党首) は, 最後の置き土産として, 新たな「特定海域における捕鯨禁止規則」(2013年5月21日付, 規則第469号)³⁹⁾を制定し, 捕鯨禁止海域 (ホエール・ウォッチング専用海域) を前規則よりも外側に拡大した。同年7月, 後任の水産・農業大臣 (前進黨所属) は前任者の制定した規則を取り消し, 捕鯨禁止海域 (ホエール・ウォッチング専用海域) を元に戻す「特定海域における捕鯨禁止規則」(2013年7月5日付, 規則第632号)⁴⁰⁾を制定した。政治家を巻き込んだホエール・ウォッチング業界と捕鯨業界の綱引きの一つの結果であっ

た。この綱引きはまだ続く。

2016年8月に面談したアイスランド・ホエール・ウォッチング協会事務局長から、現在の活動の主要目標の一つが、ホエール・ウォッチング専用海域を、一度拡大されてその後取り消された海域まで再拡大することであり、そのためにロビー活動を行っているとの話を聞いた。ホエール・ウォッチング専用海域が再拡大されれば、現在捕殺されているミンククジラの85%は救済されるとのことであった。

アイスランドでは、2016年8月時点では独立党と前進党の2党が連立政権を組んでいた。両政党共、基本的には捕鯨支持の立場である。2016年4月、節(脱)税目的で国外のタックス・ヘイヴンを利用していた各国の著名人を記した「パナマ文書」に名前が出たため(パナマ・ペーパー・スキャンダル)、前進党所属の首相が退任し、上述の捕鯨禁止海域(ホエール・ウォッチング専用海域)の拡大を取り消した水産・農業大臣が後継首相となった⁴¹⁾。その「パナマ文書」の影響により、総選挙日程も繰り上げられ(本来は2017年実施)、2016年10月実施となった。

この総選挙の結果、2017年1月、独立党、改革党、明るい未来の3党による連立政権が発足し、水産・農業大臣には改革党所属議員が就任した⁴²⁾。これら3党のうち、改革党と明るい未来は親EUである⁴³⁾。この3党連立政権も首相(独立党党首)の父親が重大な性犯罪者の服役後の権利回復に便宜を図ったことが明るみに出て(ピードファイル・スキャンダル)、同年10月、あっけなく崩壊した⁴⁴⁾。同月に実施された総選挙の結果、翌11月、今度は第2党の左派=環境保護運動党首(2009年当時の党首とは別人物)を首班とする左派=環境保護運動、独立党(第1党)、前進党(第3党)による3党連立政権が成立した⁴⁵⁾。

この新政権が発足する前日、改革党所属の水産・農業大臣は、またまた最後の置き土産として捕鯨禁止海域(ホエール・ウォッチング専用海域)を廃止された規則(2013年5月21日付、規則第469号)⁴⁶⁾が定めた海域まで再拡大する新たな「特定海域における捕鯨禁止規則」(2017年11月29日付、規則第1035号)を制定した⁴⁷⁾。この退任する水産・農業大臣の新規則制定は、反捕鯨団体のIFAWやアイスランド・ホエール・ウォッチング協会、ホエール・ウォッチング事業者らによるロビー活動を受け入れた結果であった⁴⁸⁾。なお、余談ではあるが、同じく退任する運輸・地方自治大臣(前述したミンククジラ捕鯨会社社長の父親)の最後にした仕事は、国会で水産・農業大臣の決定を非難することであった⁴⁹⁾。

後任の水産・農業大臣には独立党所属議員が就任した。この新大臣は2009年に鯨類捕殺枠の増大を支持した親捕鯨派として知られているが⁵⁰⁾、2018年3月時点では2013年の政権交代時のように捕鯨禁止海域(ホエール・ウォッチング専用海域)の拡大を取り消す新規則の制定はなされていない。2018年のミンククジラ捕鯨が始まるまでにはまだ少し時間があるので(早くても4月以降)、新規則の影響を見極めているのかもしれない。

今後も捕鯨事業者とホエール・ウォッチング事業者のファクサ湾における双方の事業実施海域をめぐるせめぎあいを注視していきたい。

国際的な不安定要因を抱えているナガスクジラ捕鯨会社の Hvalur 社同様、ミンククジラ捕鯨会社 2 社も国内政治による不透明な将来を抱えているのである。

6 おわりに

本稿においては、アイスランド捕鯨をめぐる国際捕鯨委員会の議論とアイスランドにおける鯨類資源の管理および持続的利用の手法を把握したうえで、同国ナガスクジラ捕鯨とミンククジラ捕鯨の実態の解明を試みてきた。その結果、ナガスクジラ捕鯨は日本への輸出志向であること、ミンククジラ肉の国内需要については、観光客の消費が重要な要素を占めていること、首都レイキャヴィク周辺海域においてはミンククジラ捕鯨事業者とホエール・ウォッチング事業者が双方の事業実施海域をめぐる競い合っていることなどが明らかになった。

しかしながら、2 回の現地調査は、首都レイキャヴィク周辺部だけでしか実施できなかったため、ミンククジラ捕鯨の伝統が残る北部沿岸地域におけるミンククジラ産物の消費については、未解明のままである。今後は、アイスランド北部沿岸地域においても現地調査を実施し、アイスランド捕鯨のさらなる理解に向けて取り組んでいきたい。

謝辞

本研究は、平成28年度および平成29年度科学研究費補助金（基盤研究（A））・課題番号 JP15H02617 「グローバル化時代の捕鯨文化に関する人類学的研究」（研究代表者・岸上伸啓国立民族学博物館教授）の助成を受けています。

注

- 1) 本稿は2016年のアイスランド調査に基づいて執筆した前著（浜口 2017）を、今回の出版のために2017年調査に基づいて改稿したものです。そのため、一部に重複があることをお断りしておきます。
- 2) Lög um hvalveiðar. 1949 nr. 26. 3 maí. <https://www.althingi.is/lagas/nuna/1949026.html> (accessed January 5, 2018).
- 3) 『国際捕鯨取締条約』第5条第3項に、国際捕鯨委員会が条約締約国に附表修正を通知してから90日以内に、締約国が異議申し立てを行えば、当該国には修正の効力は生じないとの規定がある（IWC 2016: 335）。
- 4) 先住民生存捕鯨については、浜口（2016）を参照のこと。

- 5) アメリカ, アラスカ州に居住する先住民イヌピアット, ユピートによる先住民生存捕鯨としてのホッキョククジラ捕鯨の捕殺枠が否決されるに至った経緯については, 別のところで論じている (浜口 2016: 123-125参照)。
- 6) 海洋調査研究所 (Marine Research Institute, 略称MRI) は2016年7月, 淡水漁業研究所 (Institute of Freshwater Fisheries, 略称IFF) と組織併合して海洋淡水調査研究所 (Marine and Freshwater Research Institute, 略称MFRI) となった。MFRI, The Institute. <https://www.hafogvatn.is/en/about/mfri> (accessed February 2, 2018)。
- 7) アイスランド大陸棚海域に生息するミンククジラの最も好む餌はイカナゴ, ニシン, シシャモであったが, 1990年代半ば以降の同海域における海水温の上昇と大西洋暖流の同海域への流入により, シシャモは北方に移動し, イカナゴは崩壊した (Vikingsson et al. 2015: 1-2; 15)。この餌類の変化に対応するため, 多くのミンククジラもアイスランド大陸棚海域から去ったと考えられている (Vikingsson et al. 2015: 11; 16)。
- 8) 筆者は2016年7月28日から8月9日までと2017年7月25日から8月4日までの計24日間, アイスランドにおいて現地調査を実施した。2016年の現地調査の実施に際しては, 小松正之先生 (東京財団・上席研究員), Kristján Loftsson さん (Hvalur 社・社長) からご助言・ご協力を受けました。記して謝意を表します。
- 9) 「hvalur」とは, アイスランド語で「鯨」を意味する。以下, 出典が明示されていない Hvalur 社にかかる記述については, 2016年7月に面談した Hvalur 社, Kristján Loftsson 社長からの聞き取りによる。
- 10) 「Hvalfjörður」とは, アイスランド語で「鯨湾」, 「鯨フィヨルド」を意味する。かつては同湾に多くの鯨が棲息していたのかもしれない。
- 11) Hvalur 8 RE-388. <http://sax.is/?gluggi=skip&id=117> (accessed August 19, 2016). Sigurjónsson (1988: 329 Table 2)。
- 12) Hvalur 9 RE-399. <http://sax.is/?gluggi=skip&id=997> (accessed August 19, 2016). Sigurjónsson (1988: 329 Table 2)。
- 13) Japan market forces halt to Iceland whaling. *Iceland Monitor*, February 25, 2016. http://icelandmonitor.mbl.is/news/nature_and_travel/2016/02/25/japan_market_forces_halt_to_iceland_whaling/ (accessed February 26, 2016)。
- 14) 本節 (4.2) における出典が明示されていない2015年, 2016年のミンククジラ捕鯨にかかる記述については, 2016年8月に面談した IP Útgerð 社, Gunnar Bergmann Jónsson 社長からの聞き取りによる。
- 15) 「útgerð」とは, アイスランド語で「漁業会社」を意味する。2009年以降, その前身会社から何度か会社形態および社名を変更し, 現在の IP Útgerð 社となっている。ただし, その間も社長は同一人物である。
- 16) 「hrafneyður」とは, アイスランド語で「ミンククジラ」を意味する。なお, アイスランド語でミンククジラを表す一般的な言葉は「hrefna」である。
- 17) Rokkarinn KE-16. <http://sax.is/?gluggi=skip&id=1850> (accessed August 19, 2016)。
- 18) 「dreifing」とは, アイスランド語で「流通, 循環, 拡散」を意味する。
- 19) Vala Hafstað, Iceland's New Government. *Iceland Review*, January 10, 2017. <http://icelandreview.com/news/2017/01/10/icelands-new-government> (accessed January 11, 2017)。
- 20) Hrafneyður KÓ-100. <http://sax.is/?gluggi=skip&id=1324> (accessed August 19, 2016)。
- 21) 注17)

- 22) WDC, Whaling in Iceland. <http://uk.whales.org/en/issues/whaling-in-iceland> (accessed September 2, 2013).
- 23) The Icelandic Whale Watching Association, Meet Us Don't Eat Us. <http://icewhale.is/about-icewhale/> (accessed August 13, 2016).
- 24) Anna Andersen, Whale watching tourists eating whale: anti-whaling advocate Sigursteinn Mátsson interviewed. *Reykjavik Grapevine*, May 24, 2011. <http://www.grapevine.is/Home/ReadArticle/Whale-Watching-Tourists-Eating-Whale> (accessed September 1, 2013).
- 25) The Icelandic Tourist Board, Numbers of Foreign Visitors. <https://ferdamalastofa.is/en/research-and-statistics/numbers-of-foreign-visitors> (accessed August 20, 2016).
- 26) WDCS, Icelandic Whaling. http://www.wdcs.org/submissions_bin/iceland_whaling.pdf (accessed September 14, 2013).
- 27) Whale hunting stopped—for now. *Iceland Review*, November 3, 2006. <http://icelandreview.com/news/2006/11/03/whale-hunting-stopped-now> (accessed December 8, 2014).
- 28) 水産庁「平成25年度南極海鯨類捕獲調査の調査航海の終了について」(平成26年4月8日) <http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/enyou/140408.html>(2016年8月23日閲覧)。
- 29) 水産庁「平成27年度新南極海鯨類科学調査の航海終了について」(平成28年3月24日) <http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/enyou/160324.html>(2016年8月23日閲覧)。水産庁「平成28年度新南極海鯨類科学調査の終了について」(平成29年3月31日) <http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/170331.html>(2018年2月4日閲覧)。
- 30) Whale Hunting to Recommence in Iceland. *Iceland Review*, May 3, 2013. <http://icelandreview.com/news/2013/05/03/whale-hunting-recommence-iceland> (accessed August 23, 2016).
- 31) Kristján Loftssonさんは、ある大手スーパーマーケット・チェーンの名前をあげて、鯨産物の取り扱いを中止したことについて不満を述べていた。
- 32) Zoë Robert, Ship Carrying Icelandic Whale Meat Arrives in Japan. *Iceland Review*, May 8, 2014. <http://icelandreview.com/news/2014/05/08/ship-carrying-icelandic-whale-meat-arrives-japan> (accessed December 5, 2014).
- 33) Alëx Elliott, Icelandic Fin Whale Meat on the Move Again. *Iceland Review*, August 3, 2015. <http://icelandreview.com/news/2015/08/03/icelandic-fin-whale-meat-move-again> (accessed August 6, 2015). Iceland whale meat makes it to Japan. *Iceland Monitor*, September 1, 2015. http://icelandmonitor.mbl.is/news/news/2015/09/01/icelandic_whale_meat_makes_it_to_japan/ (accessed February 26, 2016).
- 34) Vala Hafstað, Whale Products Worth ISK 3.6 Billion. *Iceland Review*, September 5, 2016. <http://icelandreview.com/news/2016/09/05/whale-products-worth-isk-36-billion> (accessed September 28, 2016). Paul Fontaine, Whaling Company Loses Money from Whaling. *Reykjavik Grapevine*, August 7, 2015. <http://grapevine.is/news/2015/08/07/whaling-company-loses-money-from-whaling/> (accessed August 14, 2015). AWI, EIA, and WDC (2014: 6).
- 35) Iceland's pro-EU parties abandon their push for fresh EU accession talks. *Iceland Monitor*, November 7, 2017. http://icelandmonitor.mbl.is/news/politics_and_society/2017/11/07/pro_eu_parties_abandon_push_for_fresh_eu_accession/ (accessed November 8, 2017).

- 36) Iceland Confirms Whaling Quota for 2009. *Iceland Review*, February 19, 2009. <http://icelandreview.com/news/2009/02/19/iceland-confirms-whaling-quota-2009> (accessed December 8, 2014).
- 37) 414/2009 Reglugerð um bann við hvalveiðum á tilteknum svæðum. <https://www.reglugerd.is/reglugerdir/eftir-raduneytum/sjavaroglandbunadar/nr/13124> (accessed January 27, 2018).
- 38) 注37)
- 39) 469/2013 Reglugerð um bann við hvalveiðum á tilteknum svæðum. <https://www.reglugerd.is/reglugerdir/eftir-raduneytum/sjavaroglandbunadar/nr/18759> (accessed January 27, 2018).
- 40) 632/2013 Reglugerð um bann við hvalveiðum á tilteknum svæðum. <https://www.reglugerd.is/reglugerdir/eftir-raduneytum/atvinnuvega-og-nyskopunarraduneyti/nr/18713> (accessed January 27, 2018).
- 41) 「アイスランド首相辞任，憤る国民，資産隠し疑惑」『日本経済新聞』（2016年4月6日）http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM06H51_W6A400C1FF2000/ (2016年8月27日閲覧)。
- 42) 注19)
- 43) 注35)
- 44) Paul Fontaine, PM’s Father Endorsed “Restored Honour” For Convicted Paedophile. *Reykjavik Grapevine*, September 14, 2017. <http://grapevine.is/news/2017/09/14/pms-father-endorsed-restored-honour-for-convicted-paedophile> (accessed September 17, 2017). Paul Fontaine, Island’s Government Collapses, Uncertainty Lies Ahead. *Reykjavik Grapevine*, September 15, 2017. <http://grapevine.is/news/2017/09/15/icelands-government-collapses-uncertainty-lies-ahead> (accessed September 17, 2017).
- 45) New Icelandic government presented. *Iceland Monitor*, November 30, 2017. http://icelandmonitor.mbl.is/news/politics_and_society/2017/11/30/new_icelandic_government_presented/ (accessed December 1, 2017).
- 46) 注39)
- 47) 1035/2017 Reglugerð um bann við hvalveiðum á tilteknum svæðum. <https://www.reglugerd.is/reglugerdir/eftir-raduneytum/atvinnuvega-og-nyskopunarraduneyti/nr/20793> (accessed January 27, 2018).
- 48) IFAW, Fishery minister says she’s open to changes in whaling policy. <http://www.ifaw.org/international/news/fishery-minister-says-she-s-open-changes-whaling-policy> (accessed July 10, 2017).
- 49) Geir Finnsson, Retiring Minister Scolded During State Council Meeting. *Iceland Review*, December 1, 2017. <http://icelandreview.is/news/2017/12/01/retiring-minister-scolded-during-state-council-meeting> (accessed December 2, 2017).
- 50) WDC, Iceland: A New Dawn for Whales and Dolphins? <http://au.whales.org/blog/2018/01/iceland-new-dawn-for-whales-and-dolphins> (accessed February 16, 2018).

参考文献

AWI (Animal Welfare Institute), EIA (Environmental Investigation Agency), and WDC (Whale and

Dolphin Conservation)

2014 *Slayed in Iceland: the Commercial Hunting and International Trade in Endangered Fin Whales*. London: EIA.

Bernburg, J. G.

2015 Overthrowing the Government: A Case Study in Protest. In E. P. Durrenberger and G. Pálsson (eds.) *Gambling Debt: Iceland's Rise and Fall in the Global Economy*, pp. 63-77. Boulder: University Press of Colorado.

Brydon, A.

1991 The Eye of the Guest: Icelandic Nationalist Discourse and the Whaling Issue. Ph. D. dissertation, Montreal: McGill University.

浜口 尚

2016 『先住民生存捕鯨の文化人類学的研究—国際捕鯨委員会の議論とカリブ海ベクウェイ島の事例を中心に』東京：岩田書院。

2017 「アイスランド捕鯨—歴史, 現況および課題」『園田学園女子大学論文集』51: 119-140。

Ívarsson, J. V.

1994 *Science, Sanctions and Cetaceans: Iceland and the Whaling Issues*. Translated by J. Cosser. Reykjavík: Centre for International Studies, University of Iceland.

IWC (International Whaling Commission)

1950 First Report of the Commission. *Report of the International Whaling Commission 1*: 1-32.

1955 Sixth Report of the Commission. *Report of the International Whaling Commission 6*: 1-7.

1960 Appendix III: Chairman's Report of the Eleventh Meeting. *Report of the International Whaling Commission 11*: 15-23.

1977a Chairman's Report of the Twenty-Seventh Meeting. *Report of the International Whaling Commission 27*: 6-15.

1977b Chairman's Report of the Twenty-Eighth Meeting. *Report of the International Whaling Commission 27*: 22-35.

1982 Chairman's Report of the Thirty-Third Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission 32*: 17-42.

1983 Chairman's Report of the Thirty-Fourth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission 33*: 20-42.

1986 Chairman's Report of the Thirty-Seventh Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission 36*: 10-29.

1991 International Whaling Commission Report 1989-90. *Report of the International Whaling Commission 41*: 1-2.

2002 Chair's Report of the 53rd Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2001*: 5-46.

2003 Chair's Report of the 54th Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2002*: 5-53.

2004 Chair's Report of the 5th Special Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2003*: 139-146.

2005 Annex J: Catches by IWC Member Nations in the 2003 and 2003/2004 Seasons. *Annual Report of the International Whaling Commission 2004*: 111.

- 2006 Annex J: Catches by IWC Member Nations in the 2004 and 2004/2005 Seasons. *Annual Report of the International Whaling Commission* 2005: 115.
- 2007 Annex I: Catches by IWC Member Nations in the 2005 and 2005/2006 Seasons. *Annual Report of the International Whaling Commission* 2006: 124.
- 2008 Annex H: Catches by IWC Member Nations in the 2006 and 2006/2007 Seasons. *Annual Report of the International Whaling Commission* 2007: 111.
- 2009 Annex K: Catches by IWC Member Nations in the 2007 and 2007/2008 Seasons. *Annual Report of the International Whaling Commission* 2008: 120.
- 2010 Annex K: Catches by IWC Member Nations in the 2008 and 2008/2009 Seasons. *Annual Report of the International Whaling Commission* 2009: 125.
- 2016 International Convention for the Regulation of Whaling. *Report of the 65th Meeting of the International Whaling Commission* 2014: 333-335.
- 見矢野マリ
- 2014 「国際行政法の観点からみた捕鯨判決の意義」『国際問題』636: 43-58。
- MRI (Marine Research Institute)
- 2012 *State of Marine Stocks in Icelandic Waters 2011/2012, Prospects for the Quota Year 2012/2013*. Reykjavik: Marine Research Institute.
- 2013 *State of Marine Stocks in Icelandic Waters 2012/2013, Prospects for the Quota Year 2013/2014*. Reykjavik: Marine Research Institute.
- 2014 *State of Marine Stocks in Icelandic Waters 2013/2014, Prospects for the Quota Year 2014/2015*. Reykjavik: Marine Research Institute.
- NAMMCO (North Atlantic Marine Mammal Commission)
- 2016 *NAMMCO Annual Report 2015*. Tromsø, Norway: NAMMCO.
- 2017 *NAMMCO Annual Report 2016*. Tromsø, Norway: NAMMCO.
- Pálsson, G. and E. P. Durrenberger
- 2015 Introduction: The Banality of Financial Evil. In E. P. Durrenberger and G. Pálsson (eds.) *Gambling Debt: Iceland's Rise and Fall in the Global Economy*, pp.xiii-xxix. Boulder: University Press of Colorado.
- Sigurjónsson, J.
- 1988 Operational Factors for the Icelandic Large Whale Fishery. *Report of the International Whaling Commission* 38: 327-333.
- 高橋美野梨
- 2009 「闘争の場としての捕鯨—規制帝国EUとデンマーク／グリーンランド」『国際政治経済学研究』24: 41-57。
- Víkingsson, G. A., D. G. Pike, H. Valdimarsson, A. Schleimer, T. Gunnlaugsson, T. Silva, B. Þ. Elvarsson, B. Mikkelsen, N. Øien, G. Desportes, V. Bogason, and P. S. Hammond
- 2015 Distribution, Abundance, and Feeding Ecology of Baleen Whales in Icelandic Waters: Have Recent Environmental Changes Had an Effect? *Frontiers in Ecology and Evolution* 3(6): 1-18.
- Wade, R. and S. Sigurgeirsdóttir
- 2010 Lessons from Iceland. *New Left Review* 65: 5-29.